

倉敷市における

商品であって使用しない中古軽自動車等の

軽自動車税種別割課税免除 申請の手引き

(注意)

※ この手引きは、課税が **倉敷市** (=車検証等の「使用の本拠の位置」が倉敷市のもの) の軽自動車等を対象としています。

中古自動車販売業者（古物営業法第3条第1項の規定により公安委員会の許可を受けている者に限る。）が、申請年度の前年4月2日以降に取得し、申請年度の4月1日現在において商品として所有しており、かつ、販売を目的として展示している中古軽自動車等については、一定の要件を満たせば商品用軽自動車等として軽自動車税種別割の課税免除を受けることができます。

なお、虚偽又は不正な手段により課税免除を受けることはできません。

所定の要件をご確認のうえ申請
してください。



(問い合わせ・提出先)

倉敷市 税制課 諸税係（市役所本庁2階4番窓口）

TEL 086-426-3175

URL <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/tax/syohin/>

倉敷市税キャラクター
タックス隊長

1 申請期間

4月1日から4月10日まで（土・日の場合は翌月曜日）※締切厳守

2 課税免除の要件

要件を全て満たしていることが
必要です！

【販売業者（申請者）】

- ・ 古物営業法第3条第1項に規定する古物商の許可を受け、同法施行規則第2条第4号の自動車及び第5号の自動二輪車を取り扱う者であること。
- ・ 市税を完納していること。



【車種】

- ・ 軽自動車（軽四輪、軽三輪、軽二輪、被牽引車）又は二輪の小型自動車であること。
- ※ 原動機付自転車及び小型特殊自動車は課税免除の対象外となります。

【車両の所有状況等】

- ・ 申請年度の4月1日現在において、販売業者が商品として所有しており、自動車検査証等の所有者及び使用者が販売業者の名義となっていること。
- ・ 申請年度の前年の4月2日以降に、下取り又は買取りにより取得していること（新車登録を除く）。
- ・ 自動車検査証等の使用の本拠の位置が倉敷市であること。
- ・ 在庫商品として古物営業法第16条に規定する帳簿等（古物台帳）に記載し、販売を目的として展示しているものであること。
- ・ 販売業者が、取得後に新規検査又は継続検査を受けていないものであること。

【車両の走行距離】

- ・ 取得時の走行距離と申請年度の4月1日現在の走行距離に差異がないこと。
- ・ 古物台帳により取得時の走行距離が確認できること。

【車両の用途】

- ・ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ①貸付けを目的とする車両（リース車、レンタカー等） ②社用車 ③代車用車両
 - ④試乗又は回送のために使用する車両 ⑤営業用登録車等の事業用の車両

3 課税免除額

全額とします。

4 提出書類

- ・ 軽自動車税種別割課税免除申請書（１枚に書ききれない場合は、継続紙に記入）
- ・ 古物商許可証の写し（申請者の氏名又は名称、住所又は所在地並びに古物商許可番号が確認できるもの）
- ・ 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し（申請年度の４月１日現在のもの）
- ・ 自動車検査証記録事項の写し
- ・ 古物台帳の写し（車両番号又は車台番号並びに取得時の走行距離が確認できるもの）

※ 申請車両を特定しやすいように表示をしてください（例 マーকার色付け、申請書 No. の記入）。

- ・ 市税の納税証明書（申請年度の４月１日以降に発行のもの）

※ 倉敷市税制課（本庁２階４番窓口）、児島・玉島・水島支所の各税務事務所、船穂支所市民税務係、真備支所市民課市民税務係、庄・茶屋町支所の各市民係で受け付けます。

5 課税免除の決定・取消し

申請があった車両について審査を行い、課税免除の適否を決定します。審査に当たっては、上記の要件を満たしているかの現地調査を必要に応じて行います。実施日時の連絡はありませんので、ご了承ください。

課税免除の決定又は却下通知は、５月上旬頃に送付します。

なお、虚偽又は不正な手段により課税免除を受けることはできません。上記の要件に該当しない事実が判明したときは、課税免除を取り消します。

6 注意事項

- ・ 申請書の記入誤り（特に車両番号や走行距離）や、４月１日以前に販売済みの車両を申請しているといった誤りが見受けられますので、申請前に再度ご確認ください。
- ・ 申請年度の４月２日以降に売却した車両を申請する場合は、売却前に電子車検証の写しを保管し、申請時に必ず提出できるようご準備ください。

7 提出・問い合わせ先

倉敷市税制課諸税係（市役所本庁２階４番窓口）

〒710-8565 倉敷市西中新田６４０番地 TEL ０８６－４２６－３１７５

URL <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/tax/syohin/>

